

議案第47号

調布市長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月15日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

市長等の給料の月額を減額するため、提案するものであります。

調布市長等の給料の特例に関する条例

調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年調布市条例第19号。以下「給与条例」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の給料の月額を、当該各号に定める額とする。ただし、給与条例第4条及び第5条の規定の適用については、この限りでない。

- (1) 市長 給与条例別表第1に定める当該職の給料月額から
10万3,500円を減じて得た額
- (2) 副市長 給与条例別表第1に定める当該職の給料月額から
8万9,500円を減じて得た額
- (3) 教育長 給与条例別表第1に定める当該職の給料月額から
8万3,000円を減じて得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年6月から同年11月までの月分として支給される給料について適用する。